

結局、高額なパソコンを買わされただけ...

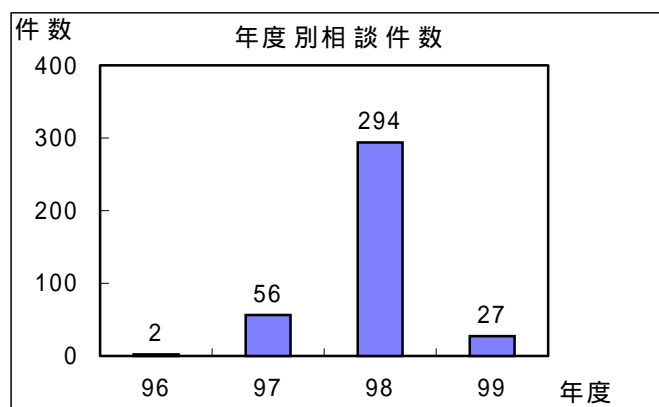
## 「ホームページ作成内職商法」に気をつけて！

「インターネットのホームページを作成する内職」に関する相談が急増している。これは、「在宅で誰でも簡単に仕事ができる」「月に3万円は稼げる」「仕事を紹介する」などと言ってホームページ作成内職の勧誘をし、実は高額なパソコンやパソコンソフトなどを契約させるのが目的、という商法である。電話で勧誘されることが多く、いったん契約に応じてしまうと、すぐに解約を申し出ても「もう登録したので解約できない」と解約拒否されるケースもあり、十分に注意する必要がある。

### 1. 相談件数等

96～99年度の間に、合計379件の相談が寄せられている（99年6月8日までの入力分）。年度別相談件数をみると、98年度に一気に急増し、前年度の5倍以上にのぼっている。

#### (1) 年度別相談件数



#### (2) 当事者の属性（不明を除く）

〔性別〕女性 289件（78.5%）

男性 79件（21.5%）

〔年代別〕平均年齢 30歳

20歳代 171件（47.1%）

30歳代 155件（42.7%）

〔職業等別〕

家事従事者 222件（61.2%）

給与生活者 108件（29.8%）

(3) 平均契約金額 約 76万円

平均既払金額 約 26万円

(4) 発生地域

相談は全国的に発生している。

### 2. 相談事例

#### 内職するつもりがパソコンを買わされた

電話で「在宅でホームページを作成すると1枚3千円、月に10枚の仕事があるので月に3万円の収入になる」と勧誘され承諾したところ、実はパソコンの購入契約だった。家にあるパソコンではだめで52万円の高額なパソコンを買わなければならないというので解約したい。（40歳代 女性 給与生活者）

「サポートする」という約束を守らず、解約にも応じない

電話でホームページ作成内職の勧誘があり、「パソコンの経験はない」と言うので「試験に合格したら仕事を紹介する。試験に合格するまでサポートする」と言うので77万円のパソコンを購入した。ところがサポートは一切してくれず自分では何もできないので、解約を申し出たところ断られた。解約したい。（30歳代 女性 家事従事者）

#### クーリング・オフに応じない

電話で、CD-ROMを購入してホームページを作る在宅ワークの勧誘を受け、「1枚3千円で月に10枚くらい仕事ができるのでCD-ROM 51万円の分割代金を差し引いて報酬を支払う」と言うので了承した。その後すぐにクーリング・オフをしようと電話したところ「それはできない。警察に言う」と威された。解約したい。（20歳代 女性 家事従事者）

### 3. 消費者へのアドバイス

ホームページを作成するにはある程度の技術が必要で、業者が言うように素人が簡単に収入を得られるとは考えにくい。また、業者がセールストークどおり仕事を紹介してくれる保証もない。高額な商品を購入させるなど、事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、契約や支払いを急がせる業者、納得できる説明をしない業者には特に注意すること。電話勧誘販売でパソコン、パソコンソフトの契約をした場合は、法定書面を受領した日から8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）ができる。

とにかく早めに最寄りの消費生活センターに相談すること。

<title>「ホームページ作成内職商法」に気をつけて！ 結局、高額なパソコンを買わされただけ...</title>